

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月12日

【発行者名】 UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（UBS Management (Cayman) Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
（Director, Brian Burkholder）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309
（P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安 達 理
同 橋 本 雅 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 泰 士 郎
同 井 出 琢 也
同 鷲 海 晶
同 伊 原 ひ か り
同 岩 切 太 輝

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
LGTグローバル・プライベート・クレジット・ファンド
（UBS Universal Trust（Cayman） - LGT Global Private
Credit Fund）

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 米ドル（四半期分配型）：
100億米ドル（1兆4,481億円）を上限とします。
米ドル（資産成長型）：
100億米ドル（1兆4,481億円）を上限とします。
（注）米ドルの円貨換算は、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売
買相場の仲値（1米ドル＝144.81円）によります。以下、別段の記載がない限り、米
ドルの円貨表示は全てこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2024年11月1日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、またその他の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（１）半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	追加
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
	2 事業の内容及び営業の概況	5 管理会社の経理の概況		更新
3 管理会社の経理状況		4 管理会社の概況	(3) その他	追加
5 その他				

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が管理するUBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） - LGTグローバル・プライベート・クレジット・ファンド（UBS Universal Trust (Cayman) - LGT Global Private Credit Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は次のとおりです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

<米ドル（資産成長型）クラス>

（2025年6月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資法人投資証券	ルクセンブルク	5,195,128.16	95.3
現預金・その他の資産（負債控除後）		258,984.87	4.7
合計 （純資産総額）		5,454,113.03 （約790百万円）	100.0

<米ドル（四半期分配型）クラス>

（2025年6月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資法人投資証券	ルクセンブルク	31,357,605.92	95.3
現預金・その他の資産（負債控除後）		1,563,223.33	4.7
合計 （純資産総額）		32,920,829.25 （約4,767百万円）	100.0

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）米ドルの円換算額は、2025年6月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝144.81円）によります。以下、別段の定めのない限り、米ドルの円貨表示は全てこれによるものとします。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

< 参考情報 >

ファンドの投資対象であるLGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIF（LGT Global Private Credit S.A., SICAV-RAIF）（以下「投資対象ファンド」といいます。）のCD米ドルクラスが投資している投資有価証券について、2025年6月末日現在の組入上位5銘柄は以下のとおりです。

順位	企業名	国名	投資比率 （％）
1	Nordic Capital Fund X NAV Financing	スウェーデン	1.3
2	Enstan Finance	英国	1.0
3	Sagard 4 NAV Financing	カナダ	1.0
4	Azurity Pharmaceuticals	米国	1.0
5	USME	米国	1.0

（２）運用実績

純資産の推移

2024年12月13日から2025年６月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

<米ドル（資産成長型）クラス>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル（米ドル）	円（千円）	米ドル	円
2024年12月末日	-	-	-	-
2025年１月末日	5,365,898.47	777,036	100.68	14,579
２月末日	5,382,145.91	779,389	100.99	14,624
３月末日	5,397,665.39	781,636	101.28	14,666
４月末日	5,399,026.57	781,833	101.30	14,669
５月末日	5,434,573.09	786,981	101.97	14,766
６月末日	5,454,113.03	789,810	102.34	14,820

<米ドル（四半期分配型）クラス>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル（米ドル）	円（千円）	米ドル	円
2024年12月末日	-	-	-	-
2025年１月末日	15,838,045.65	2,293,507	100.68	14,579
２月末日	23,478,624.08	3,399,940	100.99	14,624
３月末日	26,187,255.94	3,792,177	101.28	14,666
４月末日	32,289,930.42	4,675,905	99.79	14,451
５月末日	32,502,523.32	4,706,690	100.45	14,546
６月末日	32,920,829.25	4,767,265	100.81	14,598

（注１）上記「純資産総額」および「１口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および１口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。

（注２）2025年１月31日以降の毎月の最終暦日が評価日とされていることから、2024年12月末日の純資産総額および１口当たり純資産価格は算出されていません。

分配の推移

<米ドル（資産成長型）クラス>

該当事項はありません。

<米ドル（四半期分配型）クラス>

2024年12月13日から2025年６月末日までの期間における分配の推移は次のとおりです。

（税引前）

	１口当たりの分配額	
	米ドル	円

2025年4月末日	1.51	219
直近1年間累計 (2024年12月13日～2025年6月末日)	1.51	219
設立時からの総額 (2024年12月13日～2025年6月末日)	1.51	219

（注）円貨への換算は、対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、小数点第1位を四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

収益率の推移

2024年12月13日から2025年6月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

<米ドル（資産成長型）クラス>

期間	収益率（％）
2024年12月13日～2025年6月末日	2.34

<米ドル（四半期分配型）クラス>

期間	収益率（％）
2024年12月13日～2025年6月末日	2.32

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a = 2025年6月末日の1口当たりの純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 受益証券1口当たりの当初発行価格（100.00米ドル）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

<米ドル（資産成長型）クラス>

期間	収益率（％）
2025年 (2025年1月1日～2025年6月末日)	2.34

<米ドル（四半期分配型）クラス>

期間	収益率（％）
2025年 (2025年1月1日～2025年6月末日)	2.32

（注1）2025年1月31日以降の毎月の最終暦日が評価日とされていることから、2024年の年間収益率については算出されていません。

（注2）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末（2025年については6月末日）の1口当たりの純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

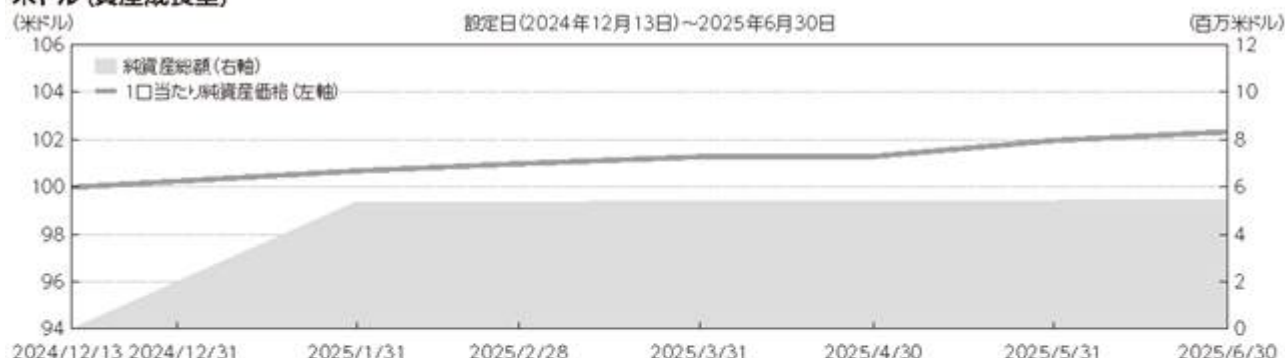
b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2025年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格（100.00米ドル）

(参考情報)

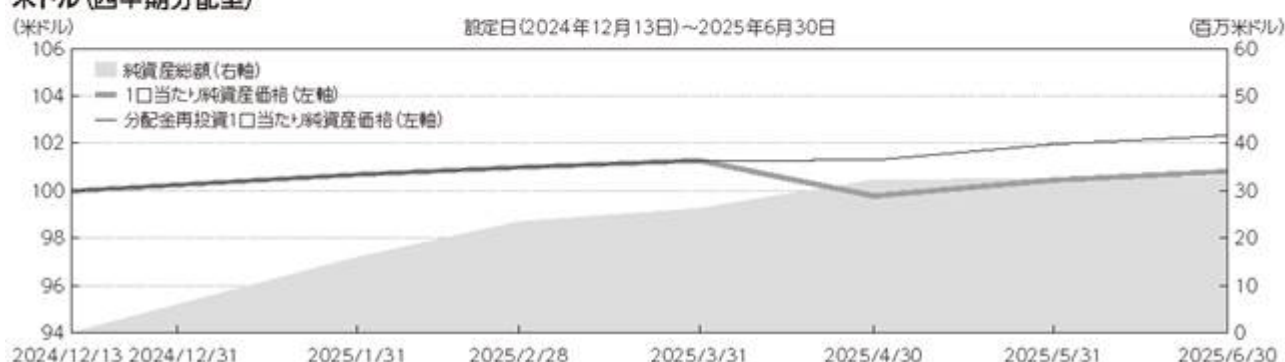
基準価額および純資産の推移

米ドル (資産成長型)



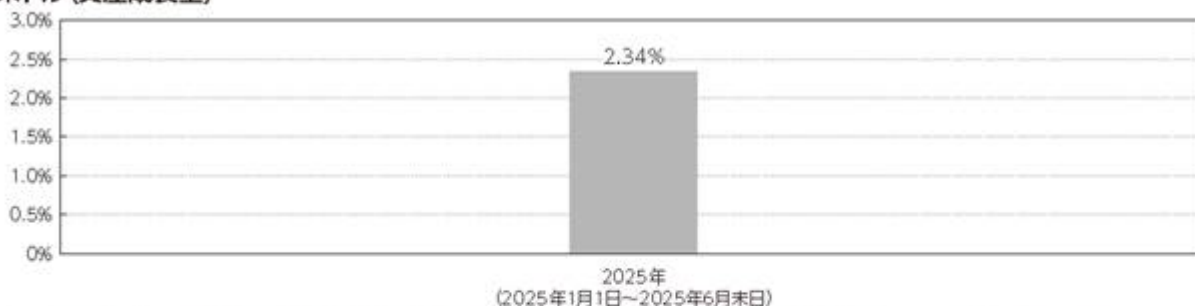
※当クラスは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資基準価額は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

米ドル (四半期分配型)



収益率の推移

米ドル (資産成長型)



(注1) 2025年1月31日以降の毎月の最終暦日が評価日とされていることから、2024年の年間収益率については算出されていません。

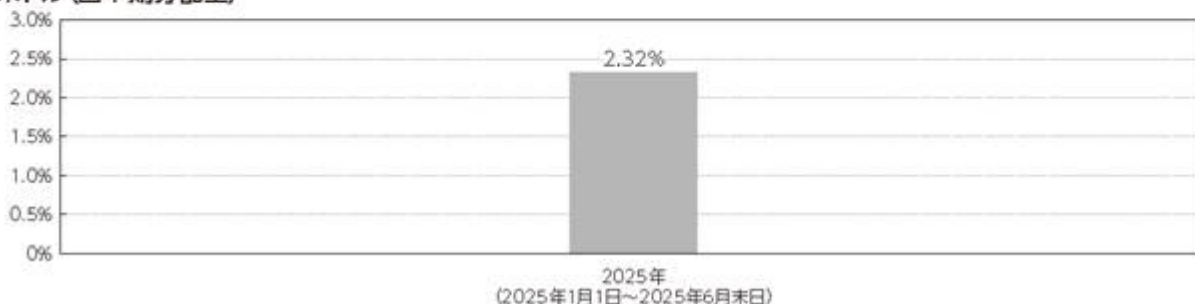
(注2) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2025年については6月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2025年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格(100.00米ドル)

米ドル (四半期分配型)



(注1) 2025年1月31日以降の毎月の最終暦日が評価日とされていることから、2024年の年間収益率については算出されていません。

(注2) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2025年については6月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2025年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格(100.00米ドル)

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2024年12月13日から2025年6月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2025年6月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

<米ドル（資産成長型）クラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2024年12月13日～ 2025年6月末日	53,295 (53,295)	0 (0)	53,295 (53,295)

<米ドル（四半期分配型）クラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2024年12月13日～ 2025年6月末日	326,551 (326,551)	0 (0)	326,551 (326,551)

（注）（ ）の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定を適用して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b . ファンドの原文中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝144.81円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

LGTグローバル・プライベート・クレジット・ファンド

財政状態計算書

2025年 6 月30日（未監査）

（米ドルで表示）

資産	2025年 6 月30日	
	U S D	千円
損益を通じて公正価値で測定される金融資産（注記2.2，5，6）	\$ 36,552,734	5,293,201
現金および現金同等物（注記2.1）	1,206,847	174,764
以下に対する未収金：		
未収分配金	554,222	80,257
発行済受益証券（注記2.10，3）	300,000	43,443
その他の資産	31,656	4,584
資産合計	38,645,459	5,596,249
負債		
以下に対する債務：		
販売報酬（注記8.1C）	171,628	24,853
投資運用会社報酬（注記8.1D）	45,389	6,573
報酬代行会社報酬（注記8.2B）	18,912	2,739
管理事務代行報酬（注記8.1A）	13,581	1,967
専門家報酬（注記8.1F）	11,431	1,655
登録名義書換代行報酬（注記8.1E）	6,260	907
保管会社報酬（注記8.1B）	2,370	343
代行協会員報酬（注記8.2D）	946	137
負債（株主資本を除く）	270,517	39,174
株主資本（注記3）	\$ 38,374,942	5,557,075

LGTグローバル・プライベート・クレジット・ファンド

包括利益計算書

対象期間：2024年12月13日（運用開始日）～2025年6月30日（未監査）

（米ドルで表示）

利益	2025年6月30日	
	USD	千円
損益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）金融商品に係る純損益 ⁽¹⁾		
受取配当金（注記2.11）	\$ 869,431	125,902
受取利息（注記2.11）	42,582	6,166
金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく未実現評価益の純変動額（注記2.11，7）	132,734	19,221
合計利益	1,044,747	151,290
費用		
販売報酬（注記8.1C）	171,628	24,853
投資運用会社報酬（注記8.1D）	82,381	11,930
報酬代行会社報酬（注記8.2B）	34,325	4,971
管理事務代行報酬（注記8.1A）	13,581	1,967
専門家報酬（注記8.1F）	11,431	1,655
登録名義書換代行報酬（注記8.1E）	6,808	986
保管会社報酬（注記8.1B）	2,498	362
設立費用	1,902	275
代行協会員報酬（注記8.2D）	1,716	248
登録費用	1,063	154
費用合計	327,333	47,401
金融費用控除前営業利益	717,414	103,889
金融費用		
投資主への分配金（注記2.7）	(488,583)	(70,752)
営業活動による投資主に帰属する純資産の増加	\$ 228,831	33,137

(1) 本項目は、損益を通じて公正価値（「FVTPL」）で測定する金融商品から生じる純利益に係るものであり、損益を通じて公正価値で測定する金融商品から生じる実現および未実現利益／（損失）、受取配当金および受取利息を含む。

< 参考情報 >

以下は、LGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIFの財務書類を抜粋し翻訳したものです。原文の財務書類は、LGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIFの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されています。本書においては、ファンドが投資するCD米ドルクラスに関連する部分を抜粋して記載しています。

[次へ](#)

LGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIF

財政状態計算書

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)	注記	2024年		2023年	
		U S D	千円	U S D	千円
資産					
流動資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	5	1,013,086,816	146,705,102	307,383,373	44,512,186
現金および現金同等物	8	103,960,085	15,054,460	45,684,434	6,615,563
証拠金現金	8	19,478,549	2,820,689	2,714,138	393,034
マスターファンドからの未収金		214,163	31,013	66,113	9,574
デリバティブ資産	10	-	-	2,212,418	320,380
流動資産合計		1,136,739,613	164,611,263	358,060,476	51,850,738
資産合計		1,136,739,613	164,611,263	358,060,476	51,850,738
流動負債					
未払費用および買掛金	7	6,838,610	990,299	1,038,343	150,362
前受金	11	66,226,585	9,590,272	31,017,997	4,491,716
未払配当金		4,762,683	689,684	-	-
デリバティブ負債	10	10,370,979	1,501,821	-	-
流動負債合計		88,198,857	12,772,076	32,056,340	4,642,079
負債合計（投資者に帰属する純資産を除く）		88,198,857	12,772,076	32,056,340	4,642,079
投資者に帰属する純資産		1,048,540,756	151,839,187	326,004,136	47,208,659

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

クラス別純資産価格（「NAV」）¹

発行済 投資証券	2024年12月31日現在					2023年12月31日現在				
	純資産総額（米ドル）		発行済 投資証券 口数	1口当たりの純資産価格 （米ドル）		純資産総額（米ドル）		発行済 投資証券 口数	1口当たりの純資産価格 （米ドル）	
	USD	千円		USD	千円	USD	千円		USD	千円
C D	96,885,497	14,029,989	955,485	100.54	14,559	28,718,737	4,158,760	248,324	-	-

注記：上記の表における1口当たりの純資産価格は、個人投資家の資本口座明細書に記載される1口当たりの純資産価格とは異なる場合がある。これは、上記の表における1口当たりの純資産価格が、各クラスの全投資家の平均値に基づいて算出されているためである。

LGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIF

包括利益計算書

2024年12月31日終了事業年度

(単位：米ドル)	注記	2024年		2022年12月 7 日から 2023年12月31日	
		U S D	千円	U S D	千円
営業収益					
受取利息		3,153,347	456,636	532,191	77,067
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 の公正価値純変動額	5	79,653,443	11,534,615	7,893,373	1,143,039
為替差益（純額）		(10,891,635)	(1,577,218)	951,876	137,841
デリバティブ資産の公正価値の純変動額		(12,583,397)	(1,822,202)	2,212,418	320,380
純収益合計		59,331,758	8,591,832	11,589,858	1,678,327
営業費用					
管理報酬	7	(72,378)	(10,481)	(64,882)	(9,396)
監査報酬	7	(15,456)	(2,238)	(15,925)	(2,306)
受託者報酬	7	(17,974)	(2,603)	(9,488)	(1,374)
取締役報酬	7	(8,562)	(1,240)	(8,865)	(1,284)
投資運用会社報酬	7	(6,254,864)	(905,767)	(754,983)	(109,329)
成功報酬	7	(4,639,527)	(671,850)	(211,106)	(30,570)
その他の営業費用	7	(414,301)	(59,995)	(95,942)	(13,893)
営業費用合計		(11,423,062)	(1,654,174)	(1,161,191)	(168,152)
当事業年度 / 当期間利益		47,908,696	6,937,658	10,428,667	1,510,175
投資者に帰属する純資産の増額		47,908,696	6,937,658	10,428,667	1,510,175

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

全ての金額は継続事業からのみ発生したものであり、包括利益計算書に記載されている以外の損益はない。

LGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIF

投資者に帰属する純資産の変動計算書

2024年12月31日終了事業年度

(単位：米ドル)	合計	
	U S D	千円
2022年12月 7 日現在	-	-
投資者に帰属する純資産の増額	10,428,667	1,510,175
投資証券発行	315,575,469	45,698,484
当期間純増額	326,004,136	47,208,659
2023年12月31日現在	326,004,136	47,208,659
2024年 1 月 1 日現在	326,004,136	47,208,659
投資者に帰属する純資産の増額	47,908,696	6,937,658
投資証券発行	721,749,630	104,516,564
投資証券償還	(47,121,706)	(6,823,694)
当事業年度純増額	1,048,540,756	151,839,187
2024年12月31日現在	1,048,540,756	151,839,187

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

LGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIF

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日終了事業年度

(単位：米ドル)	2024年		2022年12月7日から 2023年12月31日	
	USD	千円	USD	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
投資者に帰属する純資産の増額	47,908,696	6,937,658	10,428,667	1,510,175
包括利益合計と営業活動に使用された現金とを一致させるための調整：				
マスターファンドにおける金融資産購入金	(626,050,000)	(90,658,301)	(299,490,000)	(43,369,147)
マスターファンドにおける金融資産の公正価値純変動額	(79,653,443)	(11,534,615)	(7,893,373)	(1,143,039)
デリバティブ資産の公正価値純変動額	12,583,397	1,822,202	(2,212,418)	(320,380)
マスターファンドからの未収金の増加	(148,050)	(21,439)	(66,113)	(9,574)
未払費用および買掛金の増加	10,562,950	1,529,621	1,038,343	150,362
証拠金現金の増加	(16,764,411)	(2,427,654)	(2,714,138)	(393,034)
営業活動によるキャッシュ・フロー	(699,469,557)	(101,290,187)	(311,337,699)	(45,084,812)
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
投資証券発行による収入	674,627,924	97,692,870	315,575,469	45,698,484
前受金	35,208,588	5,098,556	31,017,997	4,491,716
財務活動によるキャッシュ・フロー	709,836,512	102,791,425	346,593,466	50,190,200
現金および現金同等物の純増額	58,275,651	8,438,897	45,684,434	6,615,563
当事業年度 / 当期間の期首における現金および現金同等物	45,684,434	6,615,563	-	-
当事業年度 / 当期間の期末における現金および現金同等物	103,960,085	15,054,460	45,684,434	6,615,563
キャッシュ・フローについての補足情報：				
受取利息	3,153,347	456,636	532,191	77,067

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

[次へ](#)

（２）投資有価証券明細表等

（2025年6月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	保有数	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	LGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIF（CD米ドルクラス投資証券）	ルクセンブルク	投資法人投資証券	359,884	101.20	36,420,000	101.57	36,552,734	95.3

（注）投資対象ファンドが投資している投資有価証券に関しては、上記「1 ファンドの運用状況」をご参照ください。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の払込済み資本金の額は、2025年6月末日現在735,000米ドル（約1億644万円）です。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2025年6月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	15	2,093,227,477米ドル
			10,971,573ユーロ
			71,900,509豪ドル
			34,529,518,400円
			2,801,684,145トルコリラ
	私募	12	101,994,988,958円

（３）その他

本書提出前6か月以内において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近 2 事業年度（2023 年 1 月 1 日から2023 年12月31日までおよび2024 年 1 月 1 日から2024 年12月31日まで）の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成 5 年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38 年大蔵省令第59 号）第 328 条第 5 項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23 年法律第103 号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング（安永會計師事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2025 年 6 月30 日現在における株式会社三菱 U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル = 144.81 円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド

（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

損益計算書およびその他の包括利益

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	170,000	24,618	185,000	26,790
その他の収入	4	62,322	9,025	60,009	8,690
		<u>232,322</u>	<u>33,643</u>	<u>245,009</u>	<u>35,480</u>
費用					
監査報酬		4,340	628	6,390	925
取締役報酬	9(c)	107,053	15,502	108,643	15,733
その他費用		5,015	726	48	7
費用合計		<u>116,408</u>	<u>16,857</u>	<u>115,081</u>	<u>16,665</u>
税引前利益		115,914	16,786	129,928	18,815
税金	5	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
当期利益合計					
当期包括利益合計		<u>115,914</u>	<u>16,786</u>	<u>129,928</u>	<u>18,815</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2024年12月31日

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
運用手数料未収入金	7	170,000	24,618	185,000	26,790
関連会社に対する債権	9(a)	864	125	864	125
現金および現金同等物	6	1,955,991	283,247	2,249,019	325,680
資産合計		2,126,855	307,990	2,434,883	352,595
負債					
直接持株会社に対する債務	9(b)	23,303	3,375	16,752	2,426
未払取締役報酬		-	-	428,396	62,036
未払金		4,339	628	6,436	932
負債合計		27,642	4,003	451,584	65,394
純資産		2,099,213	303,987	1,983,299	287,202
株主資本					
資本金	8	735,000	106,435	735,000	106,435
利益剰余金		1,364,213	197,552	1,248,299	180,766
株主資本合計		2,099,213	303,987	1,983,299	287,202

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

株主資本等変動計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2023年1月1日現在	735,000	106,435	1,118,371	161,951	1,853,371	268,387
当期純利益および包括利益	-	-	129,928	18,815	129,928	18,815
2023年12月31日および 2024年1月1日現在	735,000	106,435	1,248,299	180,766	1,983,299	287,202
当期純利益および包括利益	-	-	115,914	16,786	115,914	16,786
2024年12月31日現在	735,000	106,435	1,364,213	197,552	2,099,213	303,987

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		115,914	16,786	129,928	18,815
調整：					
受取利息		(62,436)	(9,041)	(60,034)	(8,694)
		53,478	7,744	69,894	10,121
運用手数料未収入金の減少		15,000	2,172	20,000	2,896
直接持株会社に対する債務の増加 / (減少)		6,551	949	(313,301)	(45,369)
未払取締役報酬の(減少) / 増加		(428,396)	(62,036)	428,396	62,036
未払金の減少		(2,097)	(304)	(37)	(5)
営業活動に(使用した) / より発生した現金		(355,464)	(51,475)	204,952	29,679
受取利息		62,436	9,041	60,034	8,694
営業活動に(使用した) / より発生した正味 キャッシュ・フロー		(293,028)	(42,433)	264,986	38,373
現金および現金同等物の純増(減)額		(293,028)	(42,433)	264,986	38,373
期首における現金および現金同等物		2,249,019	325,680	1,984,033	287,308
期末における現金および現金同等物		1,955,991	283,247	2,249,019	325,680
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	1,955,991	283,247	2,249,019	325,680

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

1. 会社情報

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド（Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

2023年6月12日、UBS グループ A Gはクレディ・スイス・グループ A Gを買収し、スイス法の適用によりクレディ・スイス・グループ A Gのすべての資産および負債を承継したことにより、クレディ・スイス・グループ A Gの直接および間接子会社すべての直接または間接株主となった（以下「本取引」という。）。会社は、この取引に含まれるクレディ・スイス・グループ A Gの間接的な子会社のひとつであった。

本取引の完了後、クレディ・スイスの発行済み登録株式は、クレディ・スイスの米国預託株式の場合、クレディ・スイスのデポジタリーに一定の手数料を支払うことを条件として、合併対価として1株当たりUBS グループ A Gの株式22.48分の1株を受領する権利に転換される。全体として、クレディ・スイスの株主は、買収日時点において、37億米ドルの購入価格で発行済みUBS グループ A G株式の5.1%を取得した。

2023年12月、UBS グループ A Gの取締役会はUBS A Gとクレディ・スイス A Gの合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了する。

2024年3月1日付で、UBS グループ A Gの取締役会は名称をクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドからUBS マネジメント（ケイマン）リミテッドに変更することを承認した。

究極の持株会社は、スイスで設立されたUBS グループ A Gである。取締役は、クレディ・スイス（香港）リミテッドを直接持株会社、UBS A Gを中間持ち株会社とみなしている。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「I A S B」という）が公表するI F R S会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

I F R Sの会計基準に準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

これらの財務諸表は米ドル（「U S D」）で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

過去の期の一部の比較情報は、当年度の表示と合致するように組み替えられている。

2.2 会計方針の変更と開示事項

当期に採用された会計原則は前年と整合している。当会計期間において効力を発して会社に重大な影響を与える、既存の基準にかかる他の基準、解釈または改正はない。

2.3 既発表であるが未発効のI F R S会計基準

2024年12月31日を末日とする会計年度に関して発表済みであるがまだ有効になっていない新規および改訂されたI F R S会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用を行っていない。新規および改訂I F R S会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

I F R S 第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、I A S BはI A S 第1号財務諸表の提示に置き換わるI F R S 第18号を発表した。I F R S 第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.3 既発表であるが未発効の I F R S 会計基準（続き）

また、新たに定義された経営陣が定める業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、基本財務諸表（P F S）および注記の「役割」に基づき、財務情報の集計および細分化に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、I A S 第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、狭い範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。I F R S 第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。I F R S 第18号は遡及適用される。

会社は現在、改正が主たる財務諸表および財務諸表の注記に与えるすべての影響を特定する作業を進めている。

交換可能性の欠如 - I A S 第21号の改正

2023年8月、I A S Bは、企業はどのように交換可能性を判定するべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかについて、I A S 第21号の改正外国為替レート変動の影響を発表した。また改訂は、他の通貨に交換可能でないことが企業の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響を、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。

本改訂は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められるが、その場合は開示を要する。改訂を適用する場合、企業は比較情報を修正再表示することはできない。

本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

3 . 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
- ）会社を支配している、または共同支配している。
 - ）会社に重要な影響を与える。
 - ）会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

または

ｂ）事業体の場合、以下の条件のいずれかが当てはまる場合は関連当事者となる。

- ）事業体と会社が同一グループのメンバーである。
- ）一方の事業体が、他方の事業体（または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社）の関連会社または合併企業である。
- ）事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
- ）一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
- ）当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- ）当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- ）(a)()に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体（またはその親会社）の経営幹部の一員である。および
- ）当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが小さく短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が３カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

金融商品：

() 分類

I F R S 第 9 号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ（金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く）

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によって F V P L により測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（以下、「S P P I」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産（「F V P L」）

次の場合、金融資産は F V P L により測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（S P P I）であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、F V P L で測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

金融負債

F V P L で測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時に F V P L により測定すると指定された場合は、金融負債は F V P L により測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、F V P L で測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

（ ）認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買（通常取引）は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

（ ）当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債（純損益を通じて公正価値で測定するものを除く）は、公正価値プラス取得のために直接起因する増分コストによって当初測定を行う。

（ ）後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品のコストの認識の中止または減損だけでなく、償却プロセスなどの場合には、純損益において損益が認識される。

実効金利法（「E I R」）は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格（純額）へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失（「E C L」）は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

（ ） 認識の中止

以下の場合、金融資産（または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部）の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは（a）会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または（b）会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、I F R S 第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失（「E C L」）アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間E C Lに基づいた損失評価引当金を認識している。

会社のE C Lに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるE C L測定の現実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または債務の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできなければならない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値／売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ（実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用）およびインカムアプローチ（入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル）などがある。

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル１ - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格（未調整）。

レベル２ - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル３ - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する（全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく）。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針（続き）

引当金

（法的または推定的な）現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

(h) 収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間（または状況に応じこれよりも短い期間）にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される。事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

３． 重要性のある会計方針（続き）

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

４． 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益及びその他の収入は以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
収益：		
運用手数料収入	170,000	185,000
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	62,436	60,034
純為替差損益	(114)	(25)
	62,322	60,009

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

５． 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除すると
の保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

６． 現金および現金同等物

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
銀行預金	1,955,991	2,249,019

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
運用手数料未収入金	170,000	185,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
発行済全額払込済株式：		
735,000株（2023年：735,000株）普通株式		
1株につき1米ドル（2023年：1米ドル）	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

９． 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
関連会社に対する債権	(a)	864	864
直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) 関連会社からの未収金は、クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 直接持株会社に対する未払金は、会社に代わってクレディ・スイス（香港）リミテッドが支払った費用である。この未払金は、無担保かつ無利息で要求に応じて返済可能である。

関連当事者との取引

2024年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2024年12月31日および2023年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されてはいない。

会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金を調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産（適切な場合には割引前のベースで）の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方に基づいている。

	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	22,303	-	-	-	22,303
	22,303	-	-	-	22,303
	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2023年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	16,752	-	-	-	16,752
未払取締役報酬	428,396	-	-	-	428,396
	445,148	-	-	-	445,148

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理費用としてそれぞれ5,000米ドル（2023年：5,000米ドル）を受け取っているが、2024年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツインαファンド（適格機関投資家限定）
米国リート・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
プリンシパル／CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）*
米国プリファードREITインカム・ファンド（適格機関投資家限定）*
日本エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
NB／MYAM米国リート・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）*
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（適格機関投資家限定）*
ブラジル株式αファンド（適格機関投資家限定）
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド（適格機関投資家限定）
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）
AMPオーストラリアREITファンド（適格機関投資家限定）
J-REITアンドリアルエステートエクイティファンド（適格機関投資家限定）
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）
新生ワールドラップ・ステープル・タイプ（適格機関投資家限定）
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家限定）
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上CATボンド・ファンド*
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
マイスターズ・コレクション
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド（適格機関投資家限定）
外貨建てマン AHL スマート・レバレッジ戦略ファンド
SBI - ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結ストラクチャード・エンティティ（続き）

豪ドル建て短期債券ファンド

インサイト・アルファ

U S ダイナミック・グロース

プレミアム・キャリー戦略ファンド

B S M D グローバル・アドバンテージ

ダイワ・W i L 3 号 ベンチャーキャピタル・ファンド

ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド

* 当該ファンドは2024年に終了。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2025年5月21日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

[次へ](#)

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
REVENUE			
Management fee income	4	170,000	185,000
Other incomes	4	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>
		<u>232,322</u>	<u>245,009</u>
EXPENSES			
Audit fee		4,340	6,390
Directors' fee	9(c)	107,053	108,643
Other expenses		<u>5,015</u>	<u>48</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,408</u>	<u>115,081</u>
PROFIT BEFORE TAX		115,914	129,928
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>115,914</u>	<u>129,928</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
ASSETS			
Management fee receivable	7	170,000	185,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	864	864
Cash and cash equivalents	6	1,955,991	2,249,019
Total assets		<u>2,126,855</u>	<u>2,434,883</u>
LIABILITIES			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	23,303	16,752
Directors' fee payable		-	428,396
Accruals		4,339	6,436
Total liabilities		<u>27,642</u>	<u>451,584</u>
NET ASSETS		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>
EQUITY			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,364,213</u>	<u>1,248,299</u>
Total equity		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>



Nicolas Henri Jean Papavoine
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2024

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2023	735,000	1,118,371	1,853,371
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>129,928</u>	<u>129,928</u>
At 31 December 2023 and 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024	<u>735,000</u>	<u>1,364,213</u>	<u>2,099,213</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2024

	Note	2024 USD	2023 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		115,914	129,928
Adjustments for:			
Interest income		(62,436)	(60,034)
		<u>53,478</u>	<u>69,894</u>
Decrease in management fee receivable		15,000	20,000
Increase/(decrease) in amount due to an immediate holding company		6,551	(313,301)
(Decrease)/ increase in directors' fee payable		(428,396)	428,396
Decrease in accruals		<u>(2,097)</u>	<u>(37)</u>
Cash (used in)/generated from operating activities		(355,464)	204,952
Interest income received		<u>62,436</u>	<u>60,034</u>
Net cash flows (used in)/generated from operating activities		<u>(293,028)</u>	<u>264,986</u>
NET (DECREASE)/ INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS		(293,028)	264,986
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>2,249,019</u>	<u>1,984,033</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	6	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

The accompanying note form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

On 12 June 2023, UBS Group AG acquired Credit Suisse Group AG, succeeding by operation of Swiss law to all assets and liabilities of Credit Suisse Group AG, and became the direct or indirect shareholder of all of the former direct and indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG (the "Transaction"). The Company was one of the indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG included in this Transaction.

Upon the completion of the Transaction, each outstanding, registered Credit Suisse share converted to the right to receive, subject to the payment of certain fees to the Credit Suisse depository in the case of Credit Suisse American depository shares, the merger consideration consisting of 1/22.48 UBS Group AG shares. In aggregate, Credit Suisse shareholders received 5.1% of the outstanding UBS Group AG shares on the acquisition date, with a purchase price of USD3.7 billion.

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

On 1 March 2024, the Board of Directors has approved to change the name from Credit Suisse Management (Cayman) Limited to UBS Management (Cayman) Limited.

The ultimate holding company is UBS Group AG, a company incorporated in Switzerland. The directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company and UBS AG as the intermediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.1 BASIS OF PREPARATION (continued)

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

Certain prior period comparative figures are reclassified to conform with current year presentation.

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The accounting principles adopted in the current period are consistent with those of the prior year. There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the current financial period that have a material impact on the Company.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and revised IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2024 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements*

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

It also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently working to identify all impacts the amendments will have on the primary financial statements and notes to the financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Lack of exchangeability – Amendments to IAS 21

In August 2023, the IASB issued amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* to specify how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the entity's financial performance, financial position and cash flows.

The amendments will be effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025. Early adoption is permitted, but will need to be disclosed. When applying the amendments, an entity cannot restate comparative information.

The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person.
 - i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following condition applies:
 - i) the entity and the Company are members of the same group;
 - ii) one entity is an associate or joint ventures of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

Financial instruments

(i) Classification

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments (continued)

(i) Classification (continued)

Financial liabilities

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

(ii) **Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) **Initial measurement**

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) **Subsequent measurement**

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(iv) Subsequent measurement (continued)

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement (continued)

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.

Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable

Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

Revenue recognition

Revenue from contracts with clients

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

(a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income

Interest income

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

4. REVENUE AND OTHER INCOMES

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2024 USD	2023 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	62,436	60,034
Foreign exchange differences, net	<u>(114)</u>	<u>(25)</u>
	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2024 USD	2023 USD
Cash at bank	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2024 USD	2023 USD
Management fee receivables	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

8. SHARE CAPITAL

	2024 USD	2023 USD
Issued and fully paid: 735,000 (2023: 735,000) ordinary shares of USD1 (2023: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	864	864
Amount due to an immediate holding company	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) The amount due to an immediate holding company represents expenses paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, interest-free and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2024, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollars is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2024 and 2023, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements.

The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2023					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	16,752	-	-	-	16,752
Directors' fee payable	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2023: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2024.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only)
 Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US Municipal Bond Fund
 Tokio Marine CAT Bond Fund*
 Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Meister's Collection
 PIMCO Short Term Income Strategy Fund
 PIMCO Short Term Strategy
 Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
 SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund
 AUD Short Term Bond Fund
 Insight Alpha
 US Dynamic Growth
 Premium Carry Strategy Fund
 BSMD Global Advantage
 Daiwa WiL Ventures III, L.P. Fund
 Japan Equity Premium Strategy Fund
 Global Select Carry Strategy Fund

* The funds were terminated during 2024.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 21 May 2025.

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書およびその他の包括利益をご参照ください。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線（下線の既に付してある見出しに関しては二重下線）または傍線で示します。

第一部 証券情報

< 訂正前 >

（前略）

（３）発行（売出）価額の総額

（ ）当初申込期間

米ドル（四半期分配型）：

100億米ドル（１兆4,273億円）を上限とします。

米ドル（資産成長型）：

100億米ドル（１兆4,273億円）を上限とします。

（ ）継続申込期間

米ドル（四半期分配型）：

100億米ドル（１兆4,273億円）を上限とします。

米ドル（資産成長型）：

100億米ドル（１兆4,273億円）を上限とします。

（中略）

（４）発行（売出）価格

（ ）当初申込期間

米ドル（四半期分配型）：

１口当たり100.00米ドル（１万4,273円）

米ドル（資産成長型）：

１口当たり100.00米ドル（１万4,273円）

（ ）継続申込期間

各クラスの１口当たりの発行価格は、申込みを行った月の取引日（以下に定義されます。）の該当するクラスの受益証券１口当たり純資産価格（以下「基準価額」といいます。）

（注１）「取引日」とは、2025年１月の最終暦日（同日を含みます。）以降の毎月の最終暦日および／またはファンドもしくはクラスに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

（注２）基準価額は、毎評価日に算出され、原則として、投資対象ファンド純資産価額確認日の３ファンド営業日後の日の翌国内営業日に国内で公表されます。

（注３）「評価日」とは、2025年１月の最終暦日（同日を含みます。）以降の毎月の最終暦日および／またはファンドもしくはクラスに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

（中略）

（７）申込期間

（ ）当初申込期間

2024年11月18日（月曜日）から2024年12月11日（水曜日）まで

（注）当初申込期間最終日の日本における販売会社の申込締切時間（日本時間午後３時）までの申込受付分（日本における販売会社所定の事務手続が完了したもの）を当初申込期間中の申込みとして取り扱います。

（ ）継続申込期間

2024年12月13日（金曜日）から2026年６月30日（火曜日）まで

（中略）

（９）払込期日

（ ）当初申込期間

投資者は、2024年12月11日までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。

（ ii ）継続申込期間

投資者は、国内約定日から起算して4国内営業日目までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。日本における販売会社では、通常申込の日に米ドル貨にて申込金等の引き落としを行います。

（ 中略 ）

（ 1 2 ）その他

（ イ ）申込証拠金はありませぬ。

（ ロ ）引受等の概要

S M B C 信託銀行は、管理会社との間で、2024年11月17日以前に締結する受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における販売会社として、日本における受益証券の募集を行います。

（ 後略 ）

< 訂正後 >

（ 前略 ）

（ 3 ）発行（ 売 出 ）価額の総額

米ドル（ 四半期分配型 ）：

100億米ドル（ 1 兆4,481億円 ）を上限とします。

米ドル（ 資産成長型 ）：

100億米ドル（ 1 兆4,481億円 ）を上限とします。

（ 中略 ）

（ 4 ）発行（ 売 出 ）価格

各クラスの1口当たりの発行価格は、申込みを行った月の取引日（以下に定義されます。）の該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格（以下「基準価額」といいます。）

（注1）「取引日」とは、毎月の最終暦日および／またはファンドもしくはクラスに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

（注2）基準価額は、毎評価日に算出され、原則として、投資対象ファンド純資産価額確認日の3ファンド営業日後の日の翌国内営業日に国内で公表されます。

（注3）「評価日」とは、毎月の最終暦日および／またはファンドもしくはクラスに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

（ 中略 ）

（ 7 ）申込期間

2024年12月13日（金曜日）から2026年6月30日（火曜日）まで

（ 中略 ）

（ 9 ）払込期日

投資者は、国内約定日から起算して4国内営業日目までに、日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。日本における販売会社では、通常申込の日に米ドル貨にて申込金等の引き落としを行います。

（ 中略 ）

（ １ ２ ） その他

（ イ ） 申込証拠金はあります。

（ ロ ） 引受等の概要

S M B C 信託銀行は、管理会社との間で、2024年11月11日付で締結の受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における販売会社として、日本における受益証券の募集を行います。

（ 後略 ）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(前略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

(中略)

株式会社S M B C 信託銀行	日本における販売会社	2024年11月17日以前の日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注4）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
------------------	------------	---

(中略)

管理会社の概況

管理会社：	UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management（Cayman）Limited）	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2024年9月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約1億491万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、インターナショナル・コマース・センター88階）	735,000株 （100%）

<訂正後>

(前略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

(中略)

株式会社S M B C 信託銀行	日本における販売会社	2024年11月11日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注4）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
------------------	------------	---

(中略)

管理会社の概況

管理会社：	UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management（Cayman）Limited）	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2025年6月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約1億644万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー （スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッ セ45）	735,000株 （100%）

（注）管理会社の大株主は、2025年7月14日付でクレディ・スイス（香港）リミテッドから、ユービーエス・エイ・ジーに変更されました。

（５）開示制度の概要

<訂正前>

（前略）

B．日本における開示

監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

（中略）

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

（中略）

日本の受益者に対する開示

（中略）

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

B．日本における開示

監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

（中略）

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後 6 か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後 3 か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を E D I N E T 等において閲覧することができます。

（中略）

日本の受益者に対する開示

（中略）

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

（後略）

2 投資方針

（１）投資方針

< 訂正前 >

投資目的および投資方針

（中略）

ファンドの目的

主として、LGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIF (LGT Global Private Credit S.A., SICAV-RAIF) (以下「投資対象ファンド」といいます。)のCD米ドルクラス投資証券(以下「投資対象ファンド投資証券」といいます。)を通じて、世界各国のプライベート・クレジット資産に投資を行い、長期的な元本成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1. 主として、投資対象ファンドを通じて、世界のプライベート・クレジット資産に投資を行い、長期的な元本成長を目指します。また、ファンドは、流動性確保のために米ドル現金を保有することがあります。

投資対象ファンドの概要

- ▶ 投資対象ファンドは、ルクセンブルク法に基づくリザーブ・オルタナティブ投資ファンドとして事業を行うオープン・エンド型の投資会社です。
- ▶ 投資対象ファンドは、その全体の純資産総額の大部分をLGTグローバル・プライベート・クレジット・マスター・エス・シー・エス・ピー(以下「マスター・ファンド」といいます。)に投資して間接的なクレジット投資を行います。マスター・ファンドは、オープン・エンド型オルタナティブ投資ファンドとして組成されたルクセンブルクの特別有限責任組合です。
- ▶ 投資対象ファンドおよびマスター・ファンドは、LGTキャピタル・パートナーズ(アイルランド)リミテッド(以下「投資対象ファンド運用会社」といいます。)をオルタナティブ投資ファンド・マネージャーとして任命しており、投資対象ファンド運用会社がこれらのファンドの投資判断を行います。投資対象ファンド運用会社は、LGTキャピタル・パートナーズ・リミテッドを投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの投資助言会社(以下「投資対象ファンド投資助言会社」といいます。)に任命し、投資助言を得ます。
- ▶ また、投資対象ファンドは、マスター・ファンドへの投資に加え、機動的で直接的なクレジット投資を行うことがあります。

2. 基準価額は、月次の評価日(原則として、2025年1月以降の毎月最終暦日をいいます。以下同じです。)に算出されます。

- ▶ 各評価日における基準価額は、原則として、投資対象ファンド純資産価額確認日の3ファンド営業日後の日の翌国内営業日に国内で公表されます。「投資対象ファンド純資産価額確認日」とは、管理事務代行会社が投資対象ファンド純資産価額を取得する日をいい、通常、評価日の翌投資対象ファンド営業日から35暦日以内の日です。

3. 毎月の取引日(原則として、2025年1月以降の毎月最終暦日をいいます。以下同じです。)の基準価額に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回(3月、6月、9月および12月)の取引日の基準価額に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

- ▶ 換金(買戻し)には制限があります(後記「換金(買戻し)制限」の項をご参照下さい。)。第1回目の換金(買戻し)は、2024年12月13日(国内営業日ではない場合は翌国内営業日)から2025年3月20日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)までのお申込み受付分について、2025年6月の取引日の基準価額での換金(買戻し)となります。換金(買戻し)の申込日および取引日については、後記「換金(買戻し)の申込日」の項をご参照下さい。

4. 米ドル(資産成長型)と米ドル(四半期分配型)からお選びいただけます。

- ▶ 米ドル(四半期分配型)では、2月、5月、8月および11月の分配宣言日に分配を決定します。第1回目の分配宣言日は2025年5月20日を予定しています。分配金は、原則としてファンドから日本における販売会社への入金日から起算して4国内営業日目に支払われます。

(中略)

ファンドの流動性

（中略）

運用体制

投資運用会社について

- 三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、250名の投資プロフェッショナルが機関投資家と個人投資家に対し質の高いアクティブ運用商品を提供します。2024年3月末時点の運用資産残高は、機関投資家向けが10.4兆円、投資信託向けが13.5兆円です。

投資対象ファンド運用会社および投資対象ファンド投資助言会社について

- 投資対象ファンド運用会社であるLGTキャピタル・パートナーズ（アイルランド）リミテッドは、アイルランド中央銀行に認可されたオルタナティブ投資ファンド・マネージャーとして、投資対象ファンドとマスター・ファンドに関する投資判断を行います。
- 投資対象ファンド投資助言会社であるLGTキャピタル・パートナーズ・リミテッドは、オルタナティブ投資を中心に資産運用等をグローバルに行う運用会社で、1,000億米ドル以上の資産を運用しています。投資対象ファンド投資助言会社は、投資対象ファンドとマスター・ファンドに関する投資分析を行います。特に、全体的な市場調査と分析（案件の発掘、スクリーニング、条件の見直しを含みます。）および資産配分、ならびに投資対象ファンド運用会社に対するクレジット投資の提案を含むポートフォリオ管理を行います。

<訂正後>

投資目的および投資方針

（中略）

ファンドの目的

主として、LGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIF(LGT Global Private Credit S.A., SICAV-RAIF) (以下「投資対象ファンド」といいます。)のCD米ドルクラス投資証券(以下「投資対象ファンド投資証券」といいます。)を通じて、世界各国のプライベート・クレジット資産に投資を行い、長期的な元本成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1. 主として、投資対象ファンドを通じて、世界のプライベート・クレジット資産に投資を行い、長期的な元本成長を目指します。また、ファンドは、流動性確保のために米ドル現金を保有することがあります。

投資対象ファンドの概要

- ▶ 投資対象ファンドは、ルクセンブルク法に基づくリザーブ・オルタナティブ投資ファンドとして事業を行うオープン・エンド型の投資会社です。
- ▶ 投資対象ファンドは、その全体の純資産総額の大部分をLGTグローバル・プライベート・クレジット・マスター・エス・シー・エス・ピー(以下「マスター・ファンド」といいます。)に投資して間接的なクレジット投資を行います。マスター・ファンドは、オープン・エンド型オルタナティブ投資ファンドとして組成されたルクセンブルクの特別有限責任組合です。
- ▶ 投資対象ファンドおよびマスター・ファンドは、LGTキャピタル・パートナーズ(アイルランド)リミテッド(以下「投資対象ファンド運用会社」といいます。)をオルタナティブ投資ファンド・マネージャーとして任命しており、投資対象ファンド運用会社がこれらのファンドの投資判断を行います。投資対象ファンド運用会社は、LGTキャピタル・パートナーズ・リミテッドを投資対象ファンドおよびマスター・ファンドの投資助言会社(以下「投資対象ファンド投資助言会社」といいます。)に任命し、投資助言を得ます。
- ▶ また、投資対象ファンドは、マスター・ファンドへの投資に加え、機動的で直接的なクレジット投資を行うことがあります。

2. 基準価額は、月次の評価日(原則として、毎月最終暦日をいいます。以下同じです。)に算出されます。

- ▶ 各評価日における基準価額は、原則として、投資対象ファンド純資産価額確認日の3ファンド営業日後の日の翌国内営業日に国内で公表されます。「投資対象ファンド純資産価額確認日」とは、管理事務代行会社が投資対象ファンド純資産価額を取得する日をいい、通常、評価日の翌投資対象ファンド営業日から35暦日以内の日です。

3. 毎月の取引日(原則として、毎月最終暦日をいいます。以下同じです。)の基準価額に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回(3月、6月、9月および12月)の取引日の基準価額に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

- ▶ 換金(買戻し)には制限があります(後記「換金(買戻し)制限」の項をご参照ください。)。換金(買戻し)の申込日および取引日については、後記「換金(買戻し)の申込日」の項をご参照ください。

4. 米ドル(資産成長型)と米ドル(四半期分配型)からお選びいただけます。

- ▶ 米ドル(四半期分配型)では、2月、5月、8月および11月の分配宣言日に分配を決定します。分配金は、原則としてファンドから日本における販売会社への入金日から起算して4国内営業日目に支払われます。

(中略)

ファンドの流動性

(中略)

運用体制

投資運用会社について

- 三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、243名の投資プロフェッショナルが機関投資家と個人投資家に対し質の高いアクティブ運用商品を提供します。2025年3月末時点の運用資産残高は、機関投資家向けが9.4兆円、投資信託向けが14.1兆円です。

投資対象ファンド運用会社および投資対象ファンド投資助言会社について

- 投資対象ファンド運用会社であるLGTキャピタル・パートナーズ(アイルランド)リミテッドは、アイルランド中央銀行に認可されたオルタナティブ投資ファンド・マネージャーとして、投資対象ファンドとマスター・ファンドに関する投資判断を行います。
- 投資対象ファンド投資助言会社であるLGTキャピタル・パートナーズ・リミテッドは、オルタナティブ投資を中心に資産運用等をグローバルに行う運用会社で、1,000億米ドル以上の資産を運用しています。投資対象ファンド投資助言会社は、投資対象ファンドとマスター・ファンドに関する投資分析を行います。特に、全体的な市場調査と分析（案件の発掘、スクリーニング、条件の見直しを含みます。）および資産配分、ならびに投資対象ファンド運用会社に対するクレジット投資の提案を含むポートフォリオ管理を行います。

（３）運用体制

< 訂正前 >

（前略）

運用体制等は、2024年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

（前略）

運用体制等は、2025年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）分配方針

< 訂正前 >

（前略）

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る現地分配基準日(分配後)における基準価額は、前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、現地分配基準日の翌日から次の現地分配基準日までの期間をいいます。
(注) 分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。
- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。
(注) 分配金に対する課税については、本書の「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照下さい。

< 訂正後 >

（前略）

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る現地分配基準日(分配後)における基準価額は、前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、現地分配基準日の翌日から次の現地分配基準日までの期間をいいます。
(注) 分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。
- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。
(注) 分配金に対する課税については、本書の「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照ください。

3 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

（前略）

投資目的および取引リスク

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定された、または目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

ファンドの実績がないこと

ファンドには運用実績およびパフォーマンス・レコードがありません。管理会社または投資運用会社が運用する投資ファンドの過去のパフォーマンスは必ずしもファンドの将来の結果を予測するものではありません。

インカム等収益および分配

米ドル（四半期分配型）受益証券

インカム等収益が発生するという保証はありません。管理会社が（その裁量により）分配を宣言する場合、受益証券に帰属する投資元本から分配の全部または一部が支払われることもあれば、インカム等収益がゼロになることもあります。分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタル・ゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということを考慮することが強く推奨されます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

投資目的および取引リスク

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定された、または目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

インカム等収益および分配

米ドル（四半期分配型）受益証券

インカム等収益が発生するという保証はありません。管理会社が（その裁量により）分配を宣言する場合、受益証券に帰属する投資元本から分配の全部または一部が支払われることもあれば、インカム等収益がゼロになることもあります。分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタル・ゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということを考慮することが強く推奨されます。

（後略）

参考情報

本項を以下のとおり更新します。

参考情報

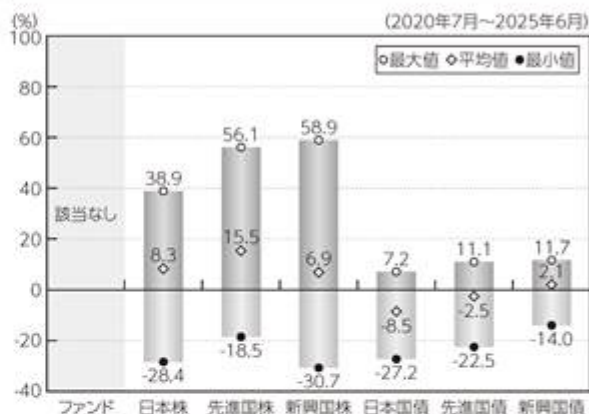
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

米ドル(資産成長型)

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※ファンドは、2024年12月13日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がないため、年間騰落率を表示できません。

※当クラスは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資基準価額は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは、2024年12月13日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がないため、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

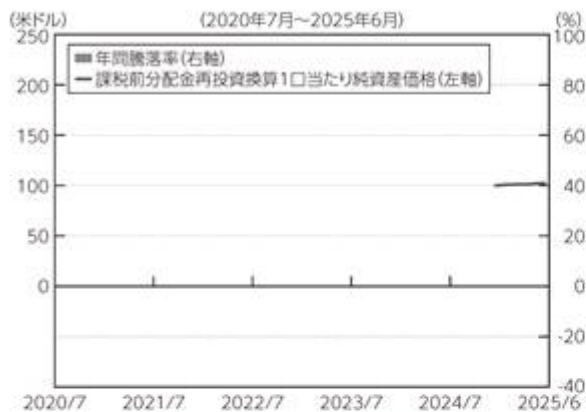
先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込) を株式会社JPX 総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC. から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

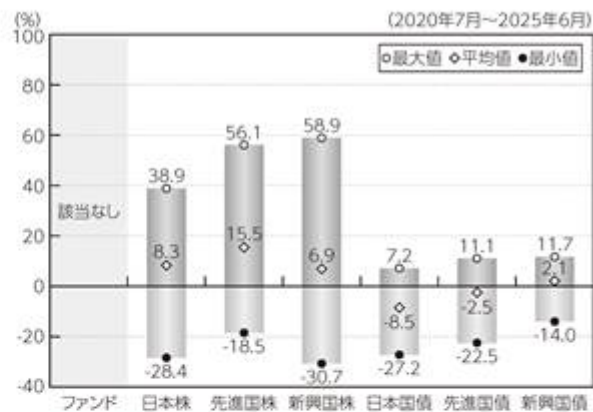
米ドル(四半期分配型)

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※ファンドは、2024年12月13日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がないため、年間騰落率を表示できません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは、2024年12月13日より運用を開始しており、本書の日付直近1年間の騰落率がないため、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込) を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC. から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得していることです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

< 訂正前 >

ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、純資産総額の年率1.79%程度です。

(注 1) 本書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

(後略)

< 訂正後 >

ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、純資産総額の年率1.79%程度です。

(注 1) 2025年 6 月末日現在。今後この数値は見直される場合があります。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前略)

日本

2024年 9 月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

日本

2025年 6 月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(後略)

5 運用状況

< 訂正前 >

ファンドは、2024年12月13日から運用を開始します。

(中略)

(2) 投資資産

該当事項はありません。

(後略)

< 訂正後 >

管理会社が管理するファンドの運用状況は次の通りです。

(中略)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年 6 月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有数	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	

1	LGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIF（CD米ドルクラス投資証券）	ルクセンブルク	投資法人投資証券	359,884	101.20	36,420,000	101.57	36,552,734	95.3
---	--	---------	----------	---------	--------	------------	--------	------------	------

< 参考情報 >

ファンドの投資対象であるLGTグローバル・プライベート・クレジット・エス・エー・SICAV-RAIF（CD米ドルクラス投資証券）が投資している投資有価証券について、2025年6月末日現在の組入上位5銘柄は以下の通りです。

□

順位	企業名	国名	投資比率 (%)
1	Nordic Capital Fund X NAV Financing	スウェーデン	1.3
2	Enstan Finance	英国	1.0
3	Sagard 4 NAV Financing	カナダ	1.0
4	Azurity Pharmaceuticals	米国	1.0
5	USME	米国	1.0

投資不動産物件

該当事項はありません（2025年6月末日現在）。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません（2025年6月末日現在）。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売手続等

< 訂正前 >

受益証券は当初、100万米ドル（以下「最低発行価額」といいます。）を下限として、2024年11月18日から2024年12月11日までまたは管理会社が、受益証券に関して、その単独の裁量で決定するその他の日（以下「海外における当初募集期間」といいます。）に1口当たり100.00米ドル（以下「発行価格」といいます。）にて投資者に対して募集が行われ、設定日に発行されます。

投資者は、設定日（同日を含みます。）以降、申込単位を下限として、各取引日において該当する受益証券のクラスの基準価額に相当する価格にて受益証券の申込みを行うことができます（当該基準価額は、関連する取引日の直後の投資対象ファンド純資産価額確認日の4ファンド営業日後または管理会社が決定するその他の時に公表されます。）。基準価額は、関連する取引日時点で計算されます。申込金額の総額は、0.00005を切り上げて、小数点第4位に四捨五入します。申込手数料はありません。

受益者が申込請求することができる受益証券の口数は、（ ）海外における当初募集期間については、最低30万米ドルとし、その後は0.01米ドル単位または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の額とし、（ ）設定日以降については、最低10万米ドルとし、その後は0.01米ドル単位または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の額とします。

信託証書の条項に基づき、受益者は、その名義で登録された受益証券に対して権利、権原、または利益を有する者として受託会社が認識する唯一の者とし、受託会社は、かかる受益者のみを受益証券の絶対的な所有者として認識し、これに反するいかなる通知にも拘束されません。受託会社は、いかなる信託についても留意する義務または執行を監視する義務を負わず、信託証書で規定されている場合を除き、または管轄裁判所の命令がある場合を除き、いかなる信託、持分、または受益証券の所有権に影響を与えるその他の利益についても認識する義務を負いません。

海外における当初募集期間

投資者は、管理事務代行会社に対し、記入済みの申込書（ならびに申込書に記載される当該投資者の身元および購入代金の出所を証明する書類とあわせて）を管理事務代行会社が海外における当初募集期間最終日の午後6時（日本時間）まで、または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の時間および/または日付までに受領するように送付することにより、海外における当初募集期間中に該当するクラスの受益証券を申し込むことができます。

申込代金は、設定日の現金決済日に、申込者名義の口座からファンドの口座へ電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは米ドルでなければなりません。立替払いは認められません。不備のある申込書は、管理会社の裁量により、完成された申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、該当するクラスの受益証券は、適用される受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。

継続募集

（中略）

一般

（中略）

受益証券は、設定日または関連する取引日のいずれか該当する日に発行されます。申込みが受領された価格の詳細は、管理事務代行会社から関連する受益者により取得されることがあります。

（中略）

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み（適格投資家（注）でない者による申込みを含みますが、これに限られません。）を拒否する権利を留保し、設定日または関連する取引日に発行されたが上記の記入済みの申込書および支払いが期日以内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は（受託会社との協議の後、）（申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えること

なく）かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻しの際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、（i）かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、当該純資産総額または基準価額の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および（ ）管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および／または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高（場合による）は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、（無利息で）返還されます。

受益証券の申込みが承認されると、当該受益証券の申込者は、設定日または関連する取引日が経過するまで受益者登録簿（以下「登録簿」といいます。）に登録されない場合があります（場合による）が、受益証券は設定日または関連する取引日（場合による）の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われます。これにより、受益証券について申込者が支払った申込代金は、設定日または関連する取引日（場合による）からファンドへの投資リスクにさらされます。

（後略）

< 訂正後 >

投資者は、申込単位を下限として、各取引日において該当する受益証券のクラスの基準価額に相当する価格にて受益証券の申込みを行うことができます（当該基準価額は、関連する取引日の直後の投資対象ファンド純資産価額確認日の4ファンド営業日後または管理会社が決定するその他の時に公表されます。）。基準価額は、関連する取引日時点で計算されます。申込金額の総額は、0.00005を切り上げて、小数点第4位に四捨五入します。申込手数料はありません。

受益者が申込請求することができる受益証券の口数は、最低10万米ドルとし、その後は0.01米ドル単位または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の額とします。

信託証書の条項に基づき、受益者は、その名義で登録された受益証券に対して権利、権原、または利益を有する者として受託会社が認識する唯一の者とし、受託会社は、かかる受益者のみを受益証券の絶対的な所有者として認識し、これに反するいかなる通知にも拘束されません。受託会社は、いかなる信託についても留意する義務または執行を監視する義務を負わず、信託証書で規定されている場合を除き、または管轄裁判所の命令がある場合を除き、いかなる信託、持分、または受益証券の所有権に影響を与えるその他の利益についても認識する義務を負いません。

募集

（中略）

一般

（中略）

受益証券は、関連する取引日に発行されます。申込みが受領された価格の詳細は、管理事務代行会社から関連する受益者により取得されることがあります。

（中略）

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み（適格投資家（注）でない者による申込みを含みますが、これに限られません。）を拒否する権利を留保し、関連する取引日に発行されたが上記の記入済みの申込書および支払いが期日以内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は（受託会社との協議の後、）（申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく）かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し

の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、（i）かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、当該純資産総額または基準価額の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および（ ）管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および／または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高（場合による）は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、（無利息で）返還されます。

受益証券の申込みが承認されると、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿（以下「登録簿」といいます。）に登録されない場合があります（場合による）が、受益証券は関連する取引日（場合による）の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われます。これにより、受益証券について申込者が支払った申込代金は、関連する取引日（場合による）からファンドへの投資リスクにさらされます。

（後略）

（２）日本における販売手続等

<訂正前>

日本においては、本書「第一部 証券情報 - （７）申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。原則として、（ ）当初申込期間については2024年12月11日の午後３時（日本時間）までに、（ ）継続申込みについては、毎月１日（国内営業日ではない場合は翌国内営業日）から月内最終ファンド営業日（国内営業日ではない場合は前国内営業日）の午後３時（日本時間）までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了した申込み受付分が、その月の取引日の基準価額での購入となります。基準価額は、原則として、投資対象ファンド純資産価額確認日の３ファンド営業日後の日の翌国内営業日に国内で公表されます。

（中略）

投資者は、（ ）当初申込期間中の申込みについては2024年12月11日までに、（ ）継続申込みについては、国内約定日から起算して４国内営業日目までに日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を米ドル貨により支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。日本における販売会社では、通常申込の日に米ドル貨にて申込金等の引き落としを行います。円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）がかかります。換算（買戻し）についても同様です。また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等の適格投資家でない者による受益証券の取得を制限することができます。

（注）「国内約定日」とは申込みの注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、基準価額が公表される日）をいいます。

<訂正後>

日本においては、本書「第一部 証券情報 - （７）申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。原則として、毎月１日（国内営業日ではない場合は翌国内営業日）から月内最終ファンド営業日（国内営業日ではない場合は前国内営業日）の午後３時（日本時間）までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了した申込み受付分が、その月の取引日の基準価額での購入となります。基準価額は、原則として、投資対象ファンド純資産価額確認日の３ファンド営業日後の日の翌国内営業日に国内で公表されます。

（中略）

投資者は、国内約定日から起算して４国内営業日目までに日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を米ドル貨により支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記

の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。日本における販売会社では、通常申込の日に米ドル貨にて申込金等の引き落としを行います。円資金から該当通貨に交換したうえで申込みの場合、別途、為替手数料が片道 1 円 / 往復 2 円（上限）がかかります。換算（買戻し）についても同様です。また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等の適格投資家でない者による受益証券の取得を制限することができます。

（注）「国内約定日」とは申込みの注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、基準価額が公表される日）をいいます。

2 買戻し手続等

（１）海外における買戻し手続等

< 訂正前 >

（前略）

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない2025年6月の取引日以降の毎年3月、6月、9月および12月の各取引日ならびに / または管理会社はその単独の裁量で決定するその他の日をいいます。以下同じです。

（中略）

「ファンド障害事由」は、ファンドまたは投資対象ファンドを含むポートフォリオのいずれかの部分について、価格を算定するための流動性もしくは実効性に悪影響を与えると、管理会社の単独の裁量により判断される事由が生じた場合を指します。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない毎年3月、6月、9月および12月の各取引日ならびに / または管理会社はその単独の裁量で決定するその他の日をいいます。以下同じです。

（中略）

「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドまたは投資対象ファンドを含むポートフォリオのいずれかの部分について価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由をいいます。

（後略）

（２）日本における買戻し手続等

< 訂正前 >

原則、買戻しは以下のとおり年4回（3月、6月、9月および12月）設定され、最初の買戻日は2025年6月の取引日を予定しています（第1回目の買戻しは、2024年12月13日（国内営業日ではない場合は翌国内営業日）から2025年3月20日（国内営業日ではない場合は前国内営業日）まで申込みを受け付けます。）。

（後略）

< 訂正後 >

原則、買戻しは以下のとおり年4回（3月、6月、9月および12月）設定されています。

（後略）

独立監査人の報告書

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社）

意見

当監査法人は、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）の2024年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要性のある会計方針の情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2024年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」という）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程（以下、「規程」という）に従い、当社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある」と合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書（続き）

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表の監査に対する監査人の責任（続き）

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

公認会計士

香港

2025年5月21日

[次へ](#)

Independent auditor ' s report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2024, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2024 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board (" IASB ").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor ' s report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Certified Public Accountants

Hong Kong

21 May 2025

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。